瑞宝単光章を授けられる（各通）（二月十九日）
旭日単光章を授けられる（各通）（二月十九日）

瑞宝小綬章を授けられる（各通）

瑞宝双光章を授けられる（各通）

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上二月十八日）

瑞宝小綬章を授けられる（各通）

瑞宝双光章を授けられる（各通）

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上二月十九日）

瑞宝中綬章を授けられる

瑞宝小綬章を授けられる（各通）

瑞宝双光章を授けられる（各通）

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上二月二十日）

瑞宝双光章を授けられる（各通）（二月二十一日）

瑞宝単光章を授けられる（以上二月二十二日）

瑞宝双光章を授けられる（各通）（二月二十三日）

（岐阜大学名誉教授）　重野　嘉吉
（富山工業高等専門学校名誉教授）　北澤　俊嶺
（国立大学法人職員）　田中　洋一
（福島大学名誉教授）　高橋キヨ子
（岐阜大学名誉教授）　島地　信夫

神田　長平　倉崎　永井　正二
山本　亮一　原　住吉　幸也　大泉　勤　岡本　三郎　兒玉　收作
藤田　修　本松　忠士　赤根　正雄　小野　正人　中村　壽朗
石井　時廣　牛島　日出男　田中　久雄
清野　眞人　四家　明彦　西堀　耕造
魚津　忠明　小野瀬光郎
上田　恒夫　内山　幸光　大島　勝
竹田　輝一　橋　三佐藤　保夫　新屋　稔
岡部　隆男　進
木村　勝雄　鈴木　昭五　寺崎　哲忠
宮野　信一　横尾　正等
伊藤　裕三　大友　敏男　甲斐　六良
金谷　豊　近藤　章
磯山久美子　高橋　宣男　福壽　俊明
井崎　憲一
笠井　實　佐藤　豊
石森　忠義

皇室事項

御弔電

天皇陛下は、スウェーデン国王陛下より、三月二十二日同国国王陛下へ御弔電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、三月二十六日バングラデシュ国の独立記念日につき、同月二十五日同国大統領代行閣下へ御祝電を発せられた。

御答電

天皇皇后両陛下から二月二十日ノルウェー国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、三月十二日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

独立行政法人勤労者退職金共済機構の第３期中期目標の公表について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第１項の規定に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のとおり定め、平成25年３月１日に指示したので、同項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 27 日

厚生労働大臣　田村　憲久

独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標（第３期）

第１　中期目標の期間

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第２項第１号の中期目標の期間は、平成25年４月から平成30年３月までの５年間とする。

第２　業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第２項第２号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

１　効率的な業務実施体制の確立等

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の業務運営については、各種業務の電子化、機械処理の推進により業務を効率化すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化や経費の縮減を図ること。

２　内部統制の強化

各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年３月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等の意見を踏まえ、職員の意識改革を図り、法令遵守態勢を徹底するとともに、内部統制について、会計監査人等の助言を得つつ、更に充実・強化を図るものとし、講じた措置について積極的に公表すること。

３　情報セキュリティ対策の推進

政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

４　業務運営の効率化に伴う経費節減

⑴　一般管理費及び業務経費

業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15％以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については平成24年度予算額に比べて５％以上の削減を行うこと。

⑵　人件費

総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとすること。

また、機構の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

⑶　契約の適正化の推進

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。

①　「随意契約等見直し計画」に基づく見直し後においても、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。

②　一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

③　監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けるとともに、監事及び外部有識者から構成する「契約監視委員会」において、契約の点検・見直しを行うこと。

第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第２項第３号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

Ⅰ　退職金共済事業

１　確実な退職金支給のための取組

機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。

⑴　一般の中小企業退職金共済事業

①　今後の確実な支給に向けた取組

未請求退職金の発生防止の観点から、

・加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること

・「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所把握を徹底すること

・「被共済者退職届」により把握した住所情報を活用し、退職後３か月及びその後一定期間経過後に退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から２年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成29年度）までに、１％程度とすること。